



定期監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第9項の規定により、令和3年度に執行した監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年2月28日

京都地方税機構監査委員

瀬野 淳 郎

同

山中 一 成



なお、監査執行者は次のとおりである。

監査委員	執行期間
稲岡 修	令和3年10月4日から令和3年12月10日まで

令和3年度

京都地方税機構
定期監査結果報告書

京都地方税機構監査委員

令和3年度京都地方税機構定期監査結果報告書

1 監査の対象

令和3年度における定期監査については、京都地方税機構（以下、「機構」という。）の全所属、事務局3課、9地方事務所及び自動車関係税申告受付センターの計13箇所について監査を執行した。

2 監査の期間

事務局総務課、業務課及び法人税務課	令和3年11月9日、10日、12日及び 令和3年12月10日
京都東地方事務所	令和3年11月4日
京都西地方事務所	令和3年10月27日
京都南地方事務所	令和3年10月29日
相楽地方事務所	令和3年10月4日
山城中部地方事務所	令和3年10月14日
乙訓地方事務所	令和3年10月12日
中部地方事務所	令和3年10月20日
中丹地方事務所	令和3年10月6日
丹後地方事務所	令和3年10月8日
自動車関係税申告受付センター	令和3年11月1日

3 監査の範囲

令和2年度及び監査執行日までに執行された令和3年度分の財務並びに滞納整理事務等の執行を対象とした。

4 監査の方法

監査に当たっては、財務及び事務の執行が法令等に基づいて適正に行われているか、また、その事務処理が、納税者の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税業務の一層の推進を図るようになされているかについて、所属長等から説明聴取を実施するとともに、関係書類等の調査を実施した。

監査の執行に際しては、監査対象機関に出向き、関係資料や事務の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する実地監査により行った。

5 監査実施上の重点項目

- (1) 予算の執行は、計画的かつ適正に行われているか。
- (2) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 財産の取得、管理及び処分の事務手続きは適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、各種の証拠書類の整理保存等は、適正に行われているか。
- (6) 滞納整理事務、課税事務は適正に行われているか。
- (7) 法人関係税課税事務は適正に行われているか。
- (8) 自動車関係税課税事務は適正に行われているか。
- (9) 固定資産税（償却資産）課税事務は適正に行われているか。
- (10) 社会情勢に照らし、適切な事業運営がなされているか。

6 監査の結果

監査の結果、監査対象機関における事務の執行について、次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ・ 法人市町村民税、法人府民税及び法人事業税の延滞金において本来徴収すべき金額を超過して収納している事案が認められた。（業務課）

7 要 望

機構は、納税者の利便性向上や業務の効率化、そして公平・公正な税業務の推進を図ることを目指し、これまで業務に取り組んできたが、その中で事務を適正に、かつ厳格に行うことは当然重要である。

今回の監査では、機構が共同で徴収している法人関係税の延滞金で、延滞金額を超過して収納したことに対する改善を指導したが、事務の遂行に当たっては、システムや複数職員による点検といった厳格なチェック体制を構築するなどその徹底を図り、住民や納税者に信頼される安定した業務執行の確立を更に進めていただきたい。

機構では、発足当初より滞納整理を積極的に進めてきた結果、構成団体の徴収率は上昇し、反対に、滞納繰越額は大きく減少したが、この度の新型コロナウイルス感染症の影響で税を取り巻く環境は厳しくなっている。

そうした中、徴収業務に当たっては、今後も、納税者個々の具体的な実情について十分に把握し、そして、関係法令等に基づき適正な業務執行を行うことで、納税秩序の維持向上をお願いしたい。

引き続き、府内全体の税務行政の公平・公正の確保に向けて、一層の尽力を望むものである。